

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	擁壁・がけの安全化に係る指導・啓発業務の委託について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部建築指導課構造設備係）

事業の概要

事業名	擁壁・がけの安全化に係る指導・啓発業務
担当課	建築指導課
目的	区内の擁壁・がけの維持管理を促進するため、区内の擁壁・がけの所有者及び管理者（以下「擁壁・がけの所有者等」という。）に対し、擁壁・がけの安全化に係る指導・啓発業務を行い、擁壁・がけの適切な維持管理に向け、誘導を図る。
対象者	擁壁・がけの所有者等
事業内容	<ul style="list-style-type: none">平成21年度から平成23年度までに実施した区内の擁壁及びがけに係る点検調査（※）の結果について、当該調査を受けた区内の擁壁・がけの所有者に対し、現地の状況を説明し、当該擁壁・がけの適正な維持管理、保全又は安全対策の実施等について啓発及び情報提供を行う。擁壁・がけの所有者等に対し、安全な改修方法による擁壁の設置及び擁壁・がけに係る適切な補強に関し、指導を行うとともに、安全対策案を提案する。 <p>（対象件数） 実施期間4年間で40件程度を見込んでいる。</p> <p>※ 平成20年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会にて了承事項</p>

件名 擁壁・がけの安全化に係る指導・啓発業務の委託について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	擁壁・がけの安全化に係る指導・啓発業務
委託先	現時点では未定(随意契約による。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【擁壁・がけの所有者等に係る情報項目】 ・ 住所、氏名、電話番号、当該擁壁・がけの現場写真、当該擁壁・がけに係る区の見
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	区内の擁壁・がけの維持管理を促進するため、擁壁・がけの所有者等に対し、擁壁・がけの安全化に係る啓発業務を行い、擁壁・がけの適切な維持管理に向け、誘導を図る。
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度から平成23年度までに実施した区内の擁壁及びがけに係る点検調査の結果について、当該調査を受けた区内の擁壁・がけの所有者に対し、現地の状況を説明し、当該擁壁・がけの適正な維持管理、保全又は安全対策の実施等について啓発及び情報提供を行う。 ・ 擁壁・がけの所有者等に対し、安全な改修方法による擁壁の設置及び擁壁・がけに係る適切な補強に関し、指導を行うとともに、安全対策案を提案する。
委託の開始時期及び期限	平成24年7月中旬から平成28年3月中旬まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 委託に当たり提供した情報の返却の期日(委託事業者が情報を所持する期限)を決める。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。